

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 27日

群馬県知事 あて



提出者 〒 475-8585
 住 所 愛知県半田市中村町2-6
 株式会社 Mizkan
 氏 名 代表取締役 石垣 浩司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0569-21-3331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 Mizkan 館林工場
事業場の所在地	群馬県館林市大島町字東部工業団地 6031
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 6 7

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：食料品製造業
②事業の規模	154.3億円
③従業員数	413人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理設備から排出される汚泥は脱水して、中間処理業者に処理を委託し、肥料化される。 ・洗浄工程から発生する一部の汚泥（廃液）は、中間処理業者に処理を委託し、肥料化される。 ・廃油は、中間処理業者に処理を委託し、肥料化される。 ・廃プラスチック類は、中間処理業者へ処理を委託し、31%は固形燃料（RPF）にし、2%はリサイクル、残り69%は焼却（優良認定業者）し、埋立て処理される。 ・動植物性残渣は、中間処理業者へ処理を委託し、24%は肥料化にし、3%はリサイクルして、他の73%は焼却（優良認定業者）し、埋立て処理される。 ・金属くず/ガラスくずは、中間処理業者へ委託し、再生後、売却される。 ・木くずは、中間処理業者へ処理を委託し、焼却（優良認定業者）し、埋立て処理される

産業廃棄物の処理に関する事項 (管理体制図)						
工場長						
生産1課	生産2課	管理課	品質管理課	生産技術課	産業廃棄物担当者、特別管理制度実務監査責任者、生産技術課	
産業廃棄物に係る事項						
【前年度（R5 年度）実績】						
産業廃棄物の種類 施肥	1,172.23 t	底ブラシガッケ類	底アカルカリ	ガラスくず・コンクリート くず及び樹脂	PVC-OCT-Tの塵埃	水耕使用品 0.586 t
非 排出 量	1,172.23 t		28.4 t	1.63 t	0.16 t	0.036 t
	174.38 t					
（これまでに実施した取組）						
・R4年6月より高純度工業用シリカゲルにて汚泥（液肥）発生量の削減実施。 般機械のメンテナンスを定期的に行い、生産状況を安定させ、各機器の目視点目録等を記録している。荷立作業の際は荷物を頭部等へ頭部等をリサイクル（メタン発酵）へ移行し食品リサイクル率を向上させできた。						
①現状						
産業廃棄物の種類 施肥	155.94 t	底ブラシガッケ類	底アカルカリ	ガラスくず・コンクリート くず及び樹脂	PVC-OCT-Tの塵埃	水耕使用品 0.586 t
非 排出 量	1,103.70 t		25.56 t	1.63 t	0.16 t	0.036 t
	912 t					
（今後実施する予定の取組）						
・上記箇所の更なる維持（50%削減） ・引き続き飲食メンテナンスを実施していく。 ・また糞豆が堆積の自動量自録装置の設置しており、引き受けた緑色品の削除品（産業廃棄物）が削減される予定。						
②計画						
産業廃棄物の分別に関する事項						
（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）						
①現状						
・腐プラスチック 固形燃料化（RPF）との分別						
・金属グズ サルベージとの分別						
・事業系一般廃棄物との分別						
（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）						
②計画						

【前年度（R5 年度）実績】

産業廃棄物の種類
施肥

非
排出
量

1,172.23 t

底ブラシガッケ類

底アカルカリ

ガラスくず・コンクリート
くず及び樹脂

PVC-OCT-Tの塵埃

水耕使用品
0.586 t

0.036 t

0.007 t

0.001 t

0.013 t

（これまでに実施した取組）

・R4年6月より高純度工業用シリカゲルにて汚泥（液肥）発生量の削減実施。
般機械のメンテナンスを定期的に行い、生産状況を安定させ、各機器の目視点目録等を記録している。荷立作業の際は荷物を頭部等へ頭部等をリサイクル（メタン発酵）へ移行し食品リサイクル率を向上させた。

①現状

産業廃棄物の種類
施肥

非
排出
量

155.94 t

底ブラシガッケ類

底アカルカリ

ガラスくず・コンクリート
くず及び樹脂

PVC-OCT-Tの塵埃

水耕使用品
0.586 t

0.036 t

0.007 t

0.001 t

0.013 t

（今後実施する予定の取組）

・上記箇所の更なる維持（50%削減）
・引き続き飲食メンテナンスを実施していく。
・また糞豆が堆積の自動量自録装置の設置しており、引き受けた緑色品の削除品（産業廃棄物）が削減される予定。

②計画

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
(今後実施する予定の取組)	

①現状		産業廃棄物の処理に関する事項					
②計画		産業廃棄物の処理に関する事項					
【前年度（年度）実績】		【前年度（R5年度）実績】					
(これまでに実施した取組)		(これまでに実施した取組)					
産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行なう 産業廃棄物の量	t	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行なう予定の取組	t	産業廃棄物の種類 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行なう予定の取組	t
①現状	t	②計画	t	①現状	t	②計画	t

【目標】		産業廃棄物の種類 全 处理委託量	汚泥 廃油	廃プラスチック 類	動植物性残さ 汚泥	金屑くず ガラスくず、 コンクリート くず及び陶磁 くず	腐アルカリ 木くず	PH2.0以下の 醸酸	引火性溶油	水銀使用製品	PH12.5以上の 腐アルカリ
良好認定処理業者 への処理委託量	再生利用業者への 処理委託量										
98.6 t	0.7 t	25.6 t	156.9 t	912.0 t	65.2 t	59.0 t	0.2 t	0.1 t	1.6 t	0.036 t	0.586 t
1,103.7 t	25.6 t	76.7 t	627.3 t	65.2 t	t	t	0.1 t	1.6 t	0.036 t	0.6 t	0.007 t
1,103.7 t	25.6 t	34.3 t	264.8 t	65.2 t	59.0 t	0.2 t	t	t	t	t	0.001 t
t	t	t	580.4 t	t	t	t	t	t	t	t	0.013 t
認定無回収業者以外 への処理委託量	t	61.7 t	65.6 t	t	t	0.1 t	t	t	t	t	t

(今後実施する予定の取組)
 *さらなる洗浄工程の見直しによる汚泥(液体)発生量の削減。(ドライ)
 *引き続き設備メンテナンスを継続していく。
 *また高豆充填機の自動量目装置の導入を予定しております。(チルド)
 生時に調整が入る事から排出品(産業廃棄物)が削減される予定です。(チルド)

②計画

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。